

JENSダイヤルアップIPサービス契約約款

平成 9年 5月23日 制定

平成23年 4月21日 改定

ソフトバンクテレコム株式会社

JENSダイヤルアップIPサービス契約約款

目次

第1章 総則	3
第1条（取扱いの準則）.....	3
第2条（約款の変更）.....	3
第3条（用語の定義）.....	3
第2章 JENSダイヤルアップIPサービスの種類等	4
第4条（JENSダイヤルアップIPサービスの種類及び品目）.....	4
第5条（提供区域）.....	4
第6条（外国対地）.....	4
第3章 利用契約	4
第7条（利用契約の単位）.....	4
第8条（利用申込）.....	4
第9条（利用申込の承諾）.....	4
第10条（最低利用期間）.....	4
第11条（品目の変更等）.....	4
第12条（権利譲渡の禁止）.....	5
第13条（お客様の地位の承継）.....	5
第14条（お客様の氏名等の変更）.....	5
第15条（当社が行う利用契約の解除）.....	5
第16条（お客様が行う利用契約の解除）.....	5
第4章 電気通信設備の接続等	5
第17条（お客様の回線終端装置の接続等）.....	5
第18条（お客様の回線終端装置の接続検査等）.....	5
第19条（端末設備の接続等）.....	5
第20条（端末設備の接続検査等）.....	6
第5章 料金等	6
第21条（料金等）.....	6
第22条（加入料の支払義務）.....	6
第23条（月額基本料の支払義務）.....	6
第24条（月額利用料）.....	6
第25条（通信料）.....	6
第26条（料金等の支払い）.....	7
第27条（割増金）.....	7
第28条（遅延損害金）.....	7
第6章 提供の停止等	7
第30条（提供の停止）.....	7
第31条（禁止される行為）.....	7
第32条（提供の中止）.....	8
第33条（通信利用の制限）.....	8
第34条（サービスの廃止）.....	8
第7章 雑則	8
第35条（機密保持）.....	8
第36条（損害賠償の範囲）.....	8
第37条（保守）.....	8
第38条（お客様の義務）.....	8
第39条（技術的事項および技術資料）.....	9
第40条（免責）.....	9
第41条（個人情報利用）.....	9
第42条（準拠法）.....	9
第43条（管轄裁判所）.....	9
第44条（その他）.....	9
別表第1号 料金等および計算方法	10
別表第2号 基本的な技術的事項	11
附則1	12
附則2	12
附則	12

第1章 総則

(取扱いの準則)

- 第1条 当社は、電気通信事業法(以下「法」といいます。)その他の法令の規定に基づき当社が定めたこのJENSダイヤルアップIPサービス契約約款(以下「この約款」といいます。)によってJENSダイヤルアップIPサービスを提供します。
- 2 この約款は、平成17年11月30日において、この約款に基づいてJENSダイヤルアップIPサービスに係る利用契約を締結しているもの限り適用します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のJENSダイヤルアップIPサービス契約約款によります。

(用語の定義)

- 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方法により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受け取ること
電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備ならびにこれらの付属設備
端末設備	電器通信回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所がたの部分の設置の場所と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
電気通信回線	利用者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。)が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
ダイヤルアップIPサービス	当社が提供する電気通信サービスであって、電気通信設備を介してお客様間での電子メール交換、ファイル転送、遠隔コマンド実行、データベース検索等を提供する。また、加入電話網またはISDN網を介して、当社の電気通信回線設備をゲートウェイとして既存のインターネット網へのアクセスを上記に含め、TCP/IP網インターフェースで提供するサービス
ドメイン名	インターネット上でお客様を認識するための文字列で、ドメイン名管理組織により一意性が保証されたもの
共有ドメイン	当社が管理するドメイン名の一部に、お客様固有の文字列を加え、インターネット上の認識記号として用いる文字列
ホスティングサービス	弊社が用意するワールドワイドウェブサーバの記憶装置および処理能力の一部をお客様に貸出すサービス
利用契約	当社からJENSダイヤルアップIPサービスの提供を受けるための契約
お客様	当社と利用契約を締結している方
通信料	当社が設置する電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者の設備を借用し、当社が運営する全国一律料金制電話網を利用した際に、当社からお客様にご請求する時分制の通話料金
通話料	当社が運営する全国一律料金制電話網を利用する場合以外の通信で、当社または当社以外の電気通信事業者がお客様に対して請求する時分制の通話料金
加入ドメイン	お客様がご利用になるドメイン名の中から電子メールアドレスに利用するドメイン名として指定されたもの
メールアドレス管理代行	お客様がJENSダイヤルアップIPサービスでご利用になる、電子メールアドレスの登録、追加、変更、削除を当社が行うもの
メールアドレス管理委任	お客様がご利用になる電子メールアドレスの登録、追加、変更、削除権限及び義務をお客様に委任するもの
プライバシーポリシー	総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとする。)」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表する

第2章 JENSダイヤルアップIPサービスの種類等

(JENSダイヤルアップIPサービスの種類及び品目)

第4条 JENSダイヤルアップIPサービスの種類は、次のとおりとします。

種類	利用網	内容
JENSダイヤルアップIPサービス	加入電話網型	当社のアクセスポイントにお客様共用の加入電話網接続ポートを設置し、電話網を介して提供するTCP/IPインターフェースのダイヤルアップIPサービス
	ISDN網型	当社のアクセスポイントにお客様共用のISDN網接続ポートを設置し、ISDN網を介して提供するTCP/IPインターフェースのダイヤルアップIPサービス

2 JENSダイヤルアップIPサービスの品目は、次のとおりとします。

品目			内容
共有ドメインサービス	電話網	56Kbps	最大56,000bit/秒の符号伝送が可能なもの。
	ISDN網	64Kbps	64,000bit/秒の符号伝送が可能なもの。
クライアント型	電話網	56Kbps	最大56,000bit/秒の符号伝送が可能なもの
	ISDN網	64Kbps	64,000bit/秒の符号伝送が可能なもの
LANクライアント型	ISDN網	64Kbps	64,000bit/秒の符号伝送が可能なもの
	ISDN網	128Kbps	128,000bit/秒の符号伝送が可能なもの

(提供区域)

第5条 JENSダイヤルアップIPサービスの提供区域は、日本全国とします。

(外国対地)

第6条 アメリカ合衆国及びアメリカ合衆国経由インターネット接続済の国及び地域。

第3章 利用契約

(利用契約の単位)

第7条 JENSダイヤルアップIPサービスの利用契約の単位は、JENSダイヤルアップIPサービスの1お申込毎に締結致します。

(利用申込)

第8条 JENSダイヤルアップIPサービスの利用申込をする方は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出してください。

- (1) 利用申込をする方の氏名または商号および住所または居所、法人にあってはその代表者の氏名
- (2) JENSダイヤルアップIPサービスの種類
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他JENSダイヤルアップIPサービスの提供に必要な事項

(利用申込の承諾)

第9条 当社は、お客様から利用申込を承諾したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用申込を承諾致します。

- (1) 利用申込をする方が、JENSダイヤルアップIPサービスの料金等、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき

(最低利用期間)

第10条 JENSダイヤルアップIPサービスの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、6ヶ月間とします。

- 2 お客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの提供の開始前に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに最低利用期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。
- 3 お客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの最低利用期間内に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに残余の期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。

(品目の変更等)

第11条 お客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの品目の変更を請求することができます。この場合、当社が別に定める申込書を、当該変更を希望する日の1カ月前までに、当社に提出して下さい。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3 お客様は、第10条(最低利用期間)に定める最低利用期間の満了前に、品目の変更等による基本料の減額があった場合、その差額を当社が定める期日までに一括して支払う義務があります。

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 お客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

(お客様の地位の承継)

第 13 条 相続または法人の合併によりお客様の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

2 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(お客様の氏名等の変更)

第 14 条 お客様は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

(当社が行う利用契約の解除)

第 15 条 当社は、第30条(提供の停止)の規定によりJENSダイヤルアップIPサービスの利用を停止されたお客様が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、お客様が第30条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

(お客様が行う利用契約の解除)

第 16 条 お客様は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の末日の3ヵ月前までに書面によりその旨を当社に通知してください。

第 4 章 電気通信設備の接続等

(お客様の回線終端装置の接続等)

第 17 条 当社と専用線型JENSダイヤルアップIPサービス利用契約を締結したお客様は、接続用回線のお客様側の終端において、お客様の回線終端装置の接続を請求することができます。この場合、当社が別に定める申込書に次の事項を記載して、当該接続を希望する日の1ヵ月前までに、当社に提出して下さい。

- (1) 回線終端装置を接続する場所
- (2) 回線終端装置を構成する機器の名称
- (3) 回線終端装置を特定するための内容
- (4) その他技術上および保守上必要な事項

2 当社は、前項の請求があったときは、その回線終端装置の接続が、当社が別に定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)に適合しない場合を除いてその請求を承諾し、その旨をお客様に通知します。

3 お客様は、お客様の回線終端装置の接続の変更を請求することができます。この場合には前2項の規定を準用します。

4 お客様は、お客様の回線終端装置の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知してください。

(お客様の回線終端装置の接続検査等)

第 18 条 当社は、お客様の回線終端装置に異常がある場合その他、サービスの円滑な提供に支障がある場合において、必要と認めるときは、その回線終端装置の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合お客様は、正当な理由がある場合を除き、この検査を受けることを拒んではなりません。

2 前項の検査を行った結果、お客様の回線終端装置が技術基準に適合していると認められないときは、お客様はその回線終端装置を接続用回線または電話網から取り外さなければなりません。

(端末設備の接続等)

第 19 条 お客様は、接続用回線のお客様側の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その接続用回線に端末設備を接続しようとするときは、所定の書面に次の事項を記載して、その接続を請求してください。

- (1) 端末設備を接続する場所
- (2) 接続に係る端末設備を構成する機器の名称
- (3) その他技術上および保守上必要な事項

2 当社は、前項の請求があったときは、その端末設備の接続が技術基準に適合しない場合を除いてその請求を承諾し、その旨をお客様に通知します。

3 お客様は、端末設備の接続の変更を請求することができます。この場合には前2項の規定を準用します。

4 お客様は、端末設備の接続を廃止しようとする時は、その旨を当社に通知して下さい。

5 お客様は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交

付を受けている者(以下「工事担任者」といいます。)に端末設備の接続に係る工事を行わせ、また実地に監督させて下さい。

(端末設備の接続検査等)

- 第20条 当社は、端末設備に異常がある場合その他JENSダイヤルアップIPサービスの円滑な提供に支障がある場合において、必要と認めるときは、その端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合、お客様は、正当な理由がある場合を除き、この検査を受けることを拒んではなりません。
- 2 前項の検査を行った結果、端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、お客様はその端末設備を接続用回線または利用回線から取り外さなければなりません。

第5章 料 金 等

(料金等)

第21条 JENSダイヤルアップIPサービスの料金、(以下「料金等」といいます。)は次のとおりとします。

区 分	内 容
加入料	利用契約締結の際に支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金
月額基本料	利用開始日以降毎月支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金であって、別表第1号の第2項に定める計算方法により計算されるもの
月額利用料	利用開始日以降毎月支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金であって、別表第1号の第2項に定める計算方法により、各号に定める月額基本料及び月額利用料の最低利用時間を超過した時間に時分料金を掛け合わせた額の合計により計算されるもの
通信料	当社の運営する全国一律料金制電話網を利用した際に支払う料金であって、全国一律料金制電話網を利用した一接続毎に、1ヵ月分を合計し計算される料金の合計

(加入料の支払義務)

第22条 お客様は、利用申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、加入料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する加入料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。尚、加入料は、解約時にも返却いたしません。

(月額基本料の支払義務)

- 第23条 お客様は、当社が利用契約に係るJENSダイヤルアップIPサービスの提供を開始した日から起算して、その利用契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 2 お客様は、第30条(提供の停止)の規定によりJENSダイヤルアップIPサービスの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 お客様の責によらない事由により、JENSダイヤルアップIPサービスの利用が全くできない状態(全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上サービスが利用できなかった時は、そのことを当社が知った時刻から使用することが可能となった時刻までの時間数を12で除した数(少数点以下の端数は切り捨てます。)に基本料の月額額の60分の1を乗じて得た額を、お客様からの請求により、減額または返還します。

(月額利用料)

- 第24条 JENSダイヤルアップIPサービスの月間利用の合計時間から、月額基本料相当利用時間を差し引いた時間に、別に定める1分あたりの時分料金を掛け合わせて得た額に、月額基本料相当額を足し合わせ、消費税相当額を加算した額とします。
- 2 月間利用の合計時間が、別途定める月額基本料相当利用時間に満たない場合は、月額基本料に消費税相当額を加算した額とします。

(通信料)

第25条 当社が運営する全国一律料金制電話網を利用した際に支払う料金であって、同電話網を利用した一接続毎に、別に定める時分料金を掛け合わせて得た額に、消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の支払い)

第 26 条 お客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの料金等について、当社が別に定める期日までに、当社の指定する金融機関又は当社の事業所等において支払わなければなりません。

(割増金)

第 27 条 JENSダイヤルアップIPサービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

(遅延損害金)

第 28 条 お客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第 29 条 削除

第 6 章 提供の停止等

(提供の停止)

第 30 条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、JENSダイヤルアップIPサービスの提供を停止することがあります。

- (1) JENSダイヤルアップIPサービスの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 第17条(お客様の回線終端装置の接続等)、第19条(端末設備の接続等)の規定に違反して、当社の承諾を得ず利用回線にお客様の回線終端装置、端末設備、自営電気通信設備または電気通信回線を接続したとき
 - (3) 第18条(お客様の回線終端装置の接続検査等)、第20条(端末設備の接続検査等)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果技術基準に適合していないと認められた当該回線終端装置、端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線から取り外さなかったとき
 - (4) 第31条(禁止される行為)で定めるいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - (5) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (6) 前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定によりJENSダイヤルアップIPサービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。ただし、当社が緊急に前項の規定によりJENSダイヤルアップIPサービスの提供を停止する必要があると判断を行う場合は、当社はただちにJENSダイヤルアップIPサービスの提供を停止することができるものとします。またこの場合、当社はお客様に対して、サービス停止後にその理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。

(禁止される行為)

第 31 条 JENSダイヤルアップIPサービスの利用において、次の各号の行為は禁止します。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (10) 第三者になりすましてJENSダイヤルアップIPサービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 迷惑メール(無断で第三者に送信される、広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール又は社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれのある電子メールをいいます。)を送信する行為
- (13) 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用するWebサイトの運営を行う行為
- (14) 第三者の設備等またはJENSダイヤルアップIPサービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為

- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、第三者のID及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) その他、法令に違反する、もしくは違反のおそれのある行為、または公序良俗に違反し、もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(提供の中止)

第 32 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、JENSダイヤルアップIPサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 次条(通信利用の制限)の規定によるとき
 - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、JENSダイヤルアップIPサービスの提供を行うことが困難になったとき
- 2 当社は、前項の規定によりJENSダイヤルアップIPサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第 33 条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、JENSダイヤルアップIPサービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。

- 2 当社は、お客様がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。

(サービスの廃止)

第 34 条 当社は、都合によりJENSダイヤルアップIPサービスの特定品目又はすべての品目を廃止することができます。

- 2 当社は、前項の規定によりJENSダイヤルアップIPサービスの廃止を行なう場合には、お客様に対し廃止する3ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。
- 3 当社は、前2項の規定によりJENSダイヤルアップIPサービスの廃止を行う場合には、第10条(最低利用期間)は適用しません。

第7章 雑 則

(機密保持)

第 35 条 当社は、利用契約の履行に際し知り得たお客様の業務上の機密(通信の秘密を含みます。)を、第三者に漏らしません。

- 2 刑事訴訟法、その他の法令の規定もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で、当社は前項の守秘義務を負わないこととします。

(損害賠償の範囲)

第 36 条 当社は、JENSダイヤルアップIPサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりお客様に直接損害を発生させた場合、JENSダイヤルアップIPサービスの月額利用料を限度として損害賠償に応じるものとします。

- 2 当社は前項に規定された場合を除き、お客様に対して何らの責任を負いません。

(保 守)

第 37 条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

- 2 当社は、当社以外の電気通信事業者から賃借した電気通信回線設備が前項の事業用電気通信設備規則に適合するよう、その電気通信事業者に維持させます。

(お客様の義務)

第 38 条 お客様は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出てください。

- 2 お客様が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従ってください。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
- 3 JENSダイヤルアップIPサービスから得た情報は、転載、転売、その他如何なる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認が必要です。
- 4 ホームページサービスの運用
- (1) 共有ドメインサービスをご利用のお客様は当社が提供する、お客様共用ワールドワイドウェブサーバを利用することができます。
- (2) お客様共用ワールドワイドウェブサーバには、第31条(禁止される行為)に反する内容を掲載することはできません。
- (3) 前項の規定に反する内容が掲載されていることを弊社が知り得た場合、弊社はその内容をなんらの催告なしに、当該サーバから削除できるものとします。その場合、お客様が掲載したデータの保持に

は一切の責任を負いません。

- (4) お客様が共有ドメインサービスを解約された場合、お客様が掲載した内容についても削除いたしません。その場合、掲載データの返却等は行ないません。

(技術的事項および技術資料)

- 第 39 条 JENSダイヤルアップIPサービスに係る基本的な技術的事項は、別表第2号のとおりとします。
- 2 当社は、お客様がJENSダイヤルアップIPサービスを利用するうえで参考となる詳細な技術的事項を記載した技術資料をこの約款とは別に作成し、当社が指定する当社の事業所において閲覧に供します。
- 3 当社は、お客様の要望等により、前2項に定める技術的事項以外の条件でJENSダイヤルアップIPサービスを提供する場合があります。この場合、当社は、その提供条件についてお客様と協議します。

(免責)

- 第 40 条 第三者が、ログイン名等を不正に使用する等の方法で、JENSダイヤルアップIPサービスを不正に利用することにより、お客様または第三者に損害を与えた場合当社はその損害について何らの責任を負わないものとします。
- 2 当社は、JENSダイヤルアップIPサービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
- 3 当社は、JENSダイヤルアップIPサービスの提供に関し、お客様に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。
- 4 当社は、JENSダイヤルアップIPサービスの完全な運用に努めますが、JENSダイヤルアップIPサービスの中断、運用停止などによってお客様に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
- 5 当社以外の電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、お客様によるJENSダイヤルアップIPサービスの利用が全くできない状態となったときは、当社は何らの責任を負いません。
- 6 当社は、加入者がJENSダイヤルアップIPサービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、JENSダイヤルアップIPサービスの使用によりお客様に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
- 7 JENSダイヤルアップIPサービスの使用により、お客様が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

(個人情報の利用)

- 第 41 条 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、お客様に係る情報（申込時またはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (1) お客様からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等のお客様に対する取扱い業務
- (2) 課金計算に係る業務
- (3) 料金請求に係る業務
- (4) 市場調査及びその分析
- (5) 当社または他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
- (6) 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、または同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しお客様に係る個人情報を提供すること
- (7) 情報通信業界の発展及びお客様のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
- (8) 当社の電気通信サービスについての工事、保守または障害対応等の取扱い業務
- (9) その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務
- 2 前項に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、お客様に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (1) 前項の第1号から第5号及び第7号（第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等
- (2) 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供
- 3 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該お客様に係る情報について責任を有するものとします。
- 4 お客様は、前3項に定めるところにより当社がお客様に係る情報を利用することに同意していただきます。
- 5 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

(準拠法)

- 第 42 条 この約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

- 第 43 条 JENSダイヤルアップIPサービスに関してお客様と当社との間に生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(その他)

- 第 44 条 加入者は加入に際し、加入者名を公開ディレクトリに登録することを承認します。

別表第1号 料金等および計算方法

1. 料金

1-1. クライアント型JENSダイヤルアップIPサービス

1-1-1. メールアカウント管理代行型

品目		加入料	月額基本料	時分料金
ダイヤルアップIPサービス	電話網	¥30,000	¥4,000	¥10
	ISDN網			
電子メールアドレス追加		-----	¥1,000	-----
通信料	電話網	-----	-----	¥10
	ISDN網			

- 1) 月額基本料には、一ヶ月あたり5時間（300分）までの利用料及び電子メールアドレスを1つ含みます。
- 2) 時分料金は、5時間を超えた利用分について1分あたりの料金です。
- 3) 電子メールアドレスはドメイン単位で最大25アカウントまで追加運用することが可能です。
- 4) メールアカウント管理代行型サービスでは、当社がお客様の電子メールアドレスの管理作業を行います。

1-1-2. メールアカウント管理委任型

品目		加入料	月額基本料	時分料金
ダイヤルアップIPサービス	電話網	¥10,000	¥3,500	¥10
	ISDN網			
加入ドメイン登録		¥20,000	-----	-----
電子メールアドレス利用	5Mbyte	-----	¥500	-----
	10Mbyte	-----	¥800	-----
通信料	電話網	-----	-----	¥10
	ISDN網			

- 1) 月額基本料には、一ヶ月あたり5時間（300分）までの利用料を含みます（電子メールアドレスは含みません）。
- 2) 時分料金は、5時間を超えた利用分について1分あたりの料金です。
- 3) 電子メールアドレスは加入ドメイン単位で最大100アカウントまで追加運用することが可能です。
- 4) メールアカウント管理委任型サービスでは、お客様に電子メールアドレスの管理権限を委任しますので、当社は代行管理サービスを提供しません。

1-2. クライアント型共有ドメインサービス

品目		加入料	月額基本料	時分料金
共有ドメインサービス	電話網	¥30,000	¥5,000	¥10
	ISDN網			
通信料		-----	-----	¥10
	電話網			
	ISDN網			

- 1) 月額基本料には、一ヶ月あたり5時間（300分）までの利用料を含みます。
- 2) 月額基本料には、電子メールアドレス5個の運用費を含みます。
- 3) 月額基本料には、ホームページサービス5Mbyteの運用費を含みます。
- 4) 時分料金は、5時間を超えた利用分について1分あたりの料金です。

1-3. LANクライアント型ダイヤルアップIPサービス

1-3-1. メールアカウント管理代行型

品目		加入料	月額基本料	時分料金
ダイヤルアップIPサービス	ISDN網64K	¥30,000	¥10,000	¥20 (¥40)
	ISDN網128K			
電子メールアドレス管理		-----	¥1,000	-----

- 1) 月額基本料には、一ヶ月あたり10時間（600分）までの利用料及び電子メールアドレスを1つ含みます。
- 2) 時分料金は、10時間を超えた利用分について1分あたりの料金です。
- 3) 電子メールアドレスはドメイン単位で最大50アカウントまで追加運用することが可能です。
- 4) ダイヤルアップルータのレンタル提供が可能です。料金は月額20,000円です。
- 5) ISDN網128Kbpsでご利用の間は64Kbps2本分の利用時間及び料金となります。
- 6) メールアカウント管理代行型サービスでは、当社がお客様の電子メールアドレスの管理作業を行います。

1-3-2. メールアカウント管理委任型

品目		加入料	月額基本料	時分料金
ダイヤルアップIPサービス	ISDN網64K	¥10,000	¥10,000	¥20 (¥40)
	ISDN網128K			
加入ドメイン登録		¥20,000	-----	-----
電子メールアドレス利用	5Mbyte	-----	¥500	-----
	10Mbyte	-----	¥800	-----

- 1) 月額基本料には、一ヶ月あたり10時間（600分）までの利用料を含みます。
- 2) 時分料金は、10時間を超えた利用分について1分あたりの料金です。
- 3) 電子メールアドレスは加入ドメイン単位で最大100アカウントまで追加運用することが可能です。

- 4)ダイヤルアップルータのレンタル提供が可能です。料金は月額20,000円です。
 5) ISDN網128Kbpsでご利用の間は64Kbps2本分の利用時間及び料金となります。
 6) メールアカウント管理委任型サービスでは、お客様に電子メールアカウントの管理権限を委任しますので、当社は代行管理サービスを提供しません。

2. 料金の計算方法

2-1. ダイヤルアップIPサービスの料金

- ア 当社は、お客様がその利用契約に基づき支払う月額基本料及び月額利用料は、料金月（1の暦月の起算日（当社が利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
 イ 当社は、月額基本料及び月額利用料について、日割を行いません。
 ウ 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3. 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4. 消費税相当額の加算

第22条（加入料の支払義務）、第23条（月額基本料の支払義務）、第24条（月額利用料の支払義務）、第25条（通信料の支払義務）の規定により支払いを要する料金の額は、上記1.及び2.に規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

別表第2号 基本的な技術的事項

1. 物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件

		物理条件	相互接続回路	電気的特性
電話網型	28.8Kbps	25ピンコネクター IS 2110準拠	ITU勧告 V.24準拠	ITU勧告 V.28準拠
ISDN型	64Kbps 128Kbps	同上	同上	同上

2. 基本的な通信手順の種類

種類
TCP/IP

附 則1

- (平成9年5月23日 郵政省届出)
この約款は平成9年6月1日から実施します。
- (平成10年6月5日 郵政省届出)
この約款は平成10年6月8日から実施します。
- (平成12年5月30日 郵政省届出)
この約款は平成12年6月1日から実施します。
- (平成13年9月27日 総務省届出)
この約款は平成13年10月1日から実施します。
- (平成13年12月20日 総務省届出)
この約款は平成13年12月25日から実施します。
- (平成14年8月12日 総務省届出)
この約款は平成14年8月13日から実施します。
- (平成14年9月27日 総務省届出)
この約款は平成14年10月1日から実施します。
- (平成14年11月29日 総務省届出)
この約款は平成14年12月2日から実施します。
- (平成16年2月20日 総務省届出)
この約款は平成16年2月21日から実施します。
この約款は平成16年4月1日から実施します。
この約款は平成17年4月1日から実施します。

附 則2

- 平成13年10月1日よりAT&TダイヤルアップIPサービスはこの約款によりJENSダイヤルアップIPサービスに名称変更を行います。平成13年9月30日以前にAT&TダイヤルアップIPサービスをご契約いただいているお客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの利用契約を再度締結する必要はありません。
- 平成17年4月1日よりJENS株式会社はこの約款により日本テレコム株式会社へ社名変更を行います。平成17年3月31日以前にJENS株式会社とご契約いただいているお客様は、JENSダイヤルアップIPサービスの利用契約を再度締結する必要はありません。

附 則

- (実施期日)
- この改正規定は平成17年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
 - この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

- (実施期日)
- この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
 - この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

- (実施期日)
- この改正規定は、平成18年5月31日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
 - この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

- (実施期日)
- この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則

- (実施期日)
- この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

- (実施期日)
- この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

- (実施期日)
- この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。